

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成21年11月13日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 14:05

委員長

ただ今から公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

公共施設等のあり方に関する取組みについて、ご報告いたします。最初に、公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方につきまして、ご説明いたします。

配付いたしております資料をお願いいたします。

この基本的な考え方につきましては、内部検討組織である公有財産有効利活用検討委員会で検討を行い、11月9日に開催いたしました行財政改革推進本部で決定したものでございます。1ページをお願いいたします。1の策定の目的でございますが、公共施設等のあり方に関する実施計画に示しました見直しの方向を実施するにあたりまして譲渡、移譲、貸し付け、貸与における有償、無償の判断、条件設定、譲渡先等の選定方法、廃止施設及び存続施設の有効利活用、移譲、貸与施設の人的・財政的支援のあり方などについて、市としての基本となる考え方を示すことが必要でございますので、策定したものでございます。2の基本的な考え方でございますが、譲渡等にあたりましては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、公有財産管理規則等の関係法令に基づき実施するものでございますが、判断するために必要な基本的な考え方を示したものでございます。最初に、譲渡等における有償、無償等の判断についてでございますが、廃止施設は現状で譲渡等を行い、有償を原則といたしております。で地域団体、民間ボランティア団体等行政サービスの補完や協働のまちづくり事業を展開している公共的な団体に譲渡する場合は、建物のみを有償で譲渡し、土地は有償貸付を行うことができることといたしております。で特定の公共的団体に移譲、貸与する場合は、建物は無償で移譲または貸与し、土地は無償貸与とすることができることといたしております。また、他の公共的団体等に施設を移譲するにあたっては、建物のみを有償で移譲し、土地につきましては、有償で対応することができるものといたしております。で譲渡等にあたって、特定の公共的団体等で経営努力を行っても収支バランスが取れないと客観的に判断される場合は、減額することができるものといたしております。2ページをお願いいたします。譲渡等における条件設定についてでございますが、最初に、譲渡につきましてはで用途指定を行わないことを原則といたしております。ただし、過疎化や少子高齢化が特に進展している地域の公共施設等を譲渡する場合は、地域住民等の意見を聞きながら、用途指定等または使用、利用できない用途の指定を行うこともできるものといたしております。で用途指定をした場合、指定した用途とは明らかに異なった使用等を行うとき、また第三者に売却等を行う場合は、事前に市に届け出を行い、承認を受ける旨の規定を明記することとをいたしております。なお、義務を履行しなかった場合は、履行請求し、または契約解除を行うことができるものといたしております。また、市に損害を及ぼしたときは、損害賠償を請求することとをいたしております。で公共的な団体や住宅に現に入居している市民等に施設を有償譲渡する場合において、当該売払代金を一時に納付することが困難であると認められる場合は、地方自治法を施行令の規定に基づいて、延納ができるものといたしております。で有償譲渡にあたって国、県補助金等の返還義務が生

じる場合は、売却金額等と返還金額を比較検討し、当分の間は貸し付け等の手法を選択することもできるものとしております。次に、移譲でございますが、で移譲にあたっては、契約書に用途にかかわる条項を規定することを原則としてしております。なお、必要があれば買戻し特約を明記することとしてしております。で用途とは明らかに異なった事業の開始や継続事業の縮小等を行うとき、または第三者に売却等を行う場合には、事前に市に届け出を行い、承認をける旨の規定を明記することとしてしております。なお、義務を履行しなかった場合におきましては、履行請求し、または契約解除を行うことができることとしてしております。また、市に損害を及ぼしたときは、損害賠償を請求することとしてしております。で使用・利用の申し込みにあたっては、移譲前と同様な取り扱いをすることを原則とし、使用・利用料金につきましても、市の使用料金等を参考に設定するとともに、特に、子供等に対しましては、可能な限り低廉な料金設定を行うよう指示、指導することとしてしております。で、市の直営施設と同様な性格をもつ施設では、イベント等の開催日程が重複しないよう配慮するとともに、施設相互の利活用などに努めるよう指示指導することとしてしております。3ページをお願いいたします。で施設を改修・改造する場合は、事前に市に届け出を行い、承認を受ける旨、契約書に明記することとしてしております。で、公共的団体等に移譲する場合において、売払代金を一時に納付することが困難であると認められる場合は、自治令の規定に基づいて、延納ができることとしてしております。で、有償で移譲するにあたって国、県補助金等の返還義務が生じる場合は、売却金額と返還金額を比較検討し、当分の間は、貸与等の手法を選択することができることとしてしております。次に、貸し付けでございますが、譲渡と同様な趣旨の規定をいたしております。次に、貸与でございますが、移譲と同様な趣旨の規定をいたしております。次に、譲渡先の選定についてでございます。4ページをお願いいたします。始めに、譲渡につきましては、一般競争入札を原則としてしております。ただし、過疎化等が特に進展している地域の公共施設等を譲渡する場合には、公募型プロポーザル方式を採用することもできることとしてしております。また、市営住宅、自治公民館や寄附を受けた施設などにつきましては、随意契約を行うことができることとしてしております。次に移譲でございますが、一般競争入札または公募型プロポーザル方式で委譲先を決定することを原則としてしております。なお、特定の公共的団体等が市直営と同等な市民サービスの提供を継続実施する場合は、随意契約を行うことができることとしてしております。次に貸し付けでございますが、一般公募を原則とし譲渡と同様に必要があれば公募型プロポーザル方式を採用することができることとしてしております。なお、特定の公共的団体等に対しましては、随意契約を行うことができることとしてしております。次に、貸与でございますが、一般公募または公募型プロポーザル方式で貸与先を決定することを原則としてしております。ただし、特定の公共的団体等に対しましては、随意契約を行うことができることとしてしております。次に譲渡金額及び貸付料についてでございますが、売却価格は、固定資産税比準価格を基本に近傍の財審価格、民間売買実例価格や不動産鑑定価格等を参考にして財産管理審議会に諮り決定することとしてしております。また貸付料につきましては、飯塚市公有財産管理規則に基づいて積算した額とをいたしております。次に、公共施設の余裕スペースについてでございますが、支所庁舎につきましては、で余裕スペースがある支所庁舎につきましては、更なる分庁、分室等の拡大を図ることとしてしております。また、老朽化が著しく、かつ集約した方が地域住民にとってより利便性が高まる施設につきましては、可能な限り支所庁舎内に移設することとしてしております。5ページをお願いいたします。で、余裕スペースにつきましては可能な限り行政の出先機関、公共事業を展開している団体、市の事務事業の補完や協働のまちづくりに参画している公共的団体や市民の利便性向上につながるような民間事業者の事務所等として貸し付け、または、貸与することとしてしております。で、玄関口ビーに余裕スペースがある支所庁舎におきましては、可能な限り地域の文化歴史的資料や文化芸術作品等の展示コーナーとして利活

用をするとともに、庁舎玄関前広場を含め、地元農畜産物、リサイクル商品等の臨時的な直売スペースとして貸し出し、利活用することといたしております。支所庁舎以外の施設でございますが、で、余裕スペースがある場合は、可能な限り執務室、会議室等の公用に利活用するとともに、支所省庁と同様に、公共的団体等に貸与対応することといたしております。で、廃止施設で他用途への変更や公共的団体等に譲渡等を予定しているもの以外で利用者等の安全が確保される施設につきましては、先ほど申しましたと同様に利活用をすることといたしております。次に、移譲・貸与に伴う人的・財政的支援についてでございますが、財政的に支援につきましては、で、地域コミュニティの拠点となるような施設を地域団体等に移譲する場合におきましては、市が設置した経緯、老朽化の状況等を勘案し、一定の基準を定めた上で、移譲時、移譲の際に、補助金等を交付することといたしております。で、類似公民館として利活用する集会所等につきましては、自治公民館等を建築補助金交付要綱の対象施設とし、改修工事等の際には予算の範囲内で補助金を交付することといたしております。で無料または低廉な額で利用できる公共施設を移譲貸与するに当たって、施設の老朽化等に伴いこれまでと同様な施設サービスが提供できないと認められる場合は必要最小限の補修等を行い、移譲等を行うことといたしております。で特定の公共的団体等がこれまでと同様な事業を継続する場合において施設の運営、経営努力を行っても収支バランスがとれないと客観的に認められるときは周期を設定した中で必要最小限の運営事業経費を補助金等として交付することといたしております。6ページをお願いいたします。人的支援でございますが地域のまちづくり協議会、仮称でございますが協議会等に公共施設を移譲、貸与するに当たりましては地区公民館職員等が当該団体の事務局員を併任するなど当該団体が自主自立した施設運営ができるまでの間、原則として周期を設定いたしますが人的な支援を行うことといたしております。次にその他でございますが、で個々の公有財産を譲渡等をする際には財産管理審議会等への付議、審議事項を除き公有財産有効利活用等調整委員会、仮称でございますが、調整委員会で具体的事項を審議し、決定することといたしております。なお特に必要と認める事項につきましては庁議に諮って決定することといたしております。で実施計画の策定前にすでに用途廃止等を行った公有財産を譲渡等する場合はこの基本的な考え方を準用することを原則といたしております。で公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するに当たっての基本的な考え方に規定されていないとき、または判断が困難なときは公有財産有効利活用等調整委員会、または庁議に諮って決定することといたしております。7ページ以降につきましては関係法令を参考資料として添付させていただいております。内容の説明は省略させていただきます。続きまして公共施設等のあり方に関する第2次実施計画につきましてご報告させていただきます。第1次実施計画策定の際に第2次実施計画につきましては11月末をめどに策定する旨ご説明をいたしました。関係団体を始め市民の皆さんからは幅広くご意見等をお聞きしながら慎重に検討、協議を行うことが必要でございますので、策定期間は現時点では未定ではございますが延期することにいたしましたのでご報告いたします。以上簡単でございますが報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、公共施設等のあり方全般に関する質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。ただいま説明のありました公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するに当たっての基本的な考え方についてお尋ねをしていきたいと思っております。1点目は、かなり具体的なことが書いてあるんですけども、この基本的な考え方を実施するに当たって条例の改正が必要なものがあるのかないのか、まずお尋ねします。

行財政改革推進室主幹

今お尋ねの条例改正が必要になるものがあるのかないのかということでございます。まずこ

の基本的な考え方の中で無償譲渡等、無償移譲も含まれますが、あります。現在のこの基本的な考え方の飯塚市財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例では公共的団体に無償で譲与、譲渡等はできないことになっております。その際には1件1件議会のほうに提案して議決をいただく必要がございます。そういう中でこの条例につきましては一部改正する必要があるというふうに考えております。また公有財産管理規則等につきましても支所庁舎の余裕スペースにつきましては今までの目的外使用ということではなくて、余裕部分を貸付というふうにいたしておりますので、この辺の規定も追加するなり、また条例等が必要になることもあるかと思っております。

川上委員

飯塚市財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正が必要になるかもしれないと。具体的には個々の施設について条例を付け加えるということになるんですか。例えばAという施設について無償とする場合はどこかで、但しAについてはこうだということになるのか。別表ということになるのかわかりませんが、それはどういうことになります。

行財政改革推進室主幹

条例の中で個々の施設に対してうんぬんという形にはならないと思っております。今の、これ資料つけておりますが、7ページに先ほどの飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の抜粋を挙げております。この3条の第1号で国等ということで、国または他の地方公共団体、その他公共団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、普通財産を当該国等に譲渡するときという規定がございます。今、この考え方に示しております例えば地域団体、例えば自治公民館等ですね、地域団体に無償で譲与、仮にそういう形になればこの条例には該当いたしませんので、これにつきましてはこの条例のままで行けば1件1件議会のほうに上程して議決をいただくという形になります。こういう形ではなくてこの考え方に則った形のものがとれるような条文、これは関係先進自治体の例も参考にさせていただきながらその規定内容については検討させていただきたいというふうに思っております。

川上委員

そうするとこの考え方は議会の議決を得なければ実施できないものを含んでるわけですね。

行財政改革推進室主幹

この条例に則ってすれば、1件1件、1つ1つそういう事例が出た場合には議会のほうに提案して議決をいただければできますけど、条例改正を今検討いたしております。

川上委員

この基本的な考え方を実施しようとする場合は1件1件議決が必要になると。1件1件議決が必要でないようにするために先ほどから言っているこの条例を、大元を変えてしまうことを検討しておるといことなんですね。しかしこれは、実施はいつからですか。

行財政改革推進室主幹

個々の施設もすでに廃止等をした施設もございます。できるだけ早くこの基本的な考え方に沿って実施をしていきたいというふうに思っておりますが、現時点ではいつから実施するというのはまだ決めておりません。

川上委員

いつから実施するかを決めないでこの基本的考え方を決めて、調査特別委員会の当日に提出したわけですね。甚だ乱暴だと思うんですね。それで市長、条例改正はいつの議会に提案するつもりですか。

行財政改革推進室主幹

先ほど申しましたように、できるだけ早くこの考え方に沿って実施を考えておりますが、上程の提案時期については現時点ではまだ未定でございます。

川上委員

そんなことないでしょう。あなたに聞いてない。市長、どう考えてありますか。条例改正の時期、改正案の上程の時期。

財務部長

条例の提案時期ということでございますが、いま主幹が説明いたしておりますように、まだ具体的な日程については未定でございます。

川上委員

市長の任期は確かに来年の4月22日までなんです。だから市長がこの考え方を策定したわけですね。市長のもとで条例改正もするお考えが当然あると思うんですよ。だから残るは12月議会か2月、3月議会しかないわけです。どの議会ですかと聞いておるわけですね。そういう日程も考えないで、慌てて決めたのかということになるわけです。だからそんな秘密主義にならないで12月議会に上程するつもりなのか、2月、3月に上程するつもりなのかね、市長にお聞きしたいわけです。

財務部長

市長の任期ということでのご質問でございますけど、現時点では提案時期については未定でございます。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:27

再開 10:39

委員会を再開いたします。答弁をお願いします。

市長

先ほど財務部長のほうからも答弁しましたけれども、実施計画に則ってやっていますから、すべてこれを私が書いて私の下に置いてるということではなくて、それぞれの所管の中でも動いていますけれども、条例改正についてはその案件によってはそこで上げていくという、議会の承認を得ていくという、形を取っていきたいと思います。一括してやった方がやれるようなことであればと思っておりますので、そのほうのお話しもさせていただいたわけで、もしそれが、任期というお話がありましたけども、それを過ぎれば1件ずつの条例として皆さんに意見を問うていきたいと思っております。

川上委員

任期を過ぎても1つずつは条例を出していきたいと。わかりにくい答弁だったんですけど、要するに、何かざわついてますけど追加答弁がありますか。

副市長

ただいま市長が答弁いたしました若干補足的に答弁させていただきます。実施計画に基づきましてそれに基づいた考え方でこの基本的な考え方を現在お示しをいたしております。その間、個々の施設について条例改正を必要とする場面が出てくるかもしれません。そういうものにつきましては個々の条例で対応してまいりたいと思っておりますけど、将来的には一括して飯塚市財産の交換、譲与、無償譲渡に関する条例の中で処理できるような格好でできたらというふうに考えております。ただその時期がいつになるのかということになれば、ちょっと今のところそういうところまで検討もいたしておりませんので、現在これから先検討しながら、またそういう時期になりますと、議会のほうにもご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

川上委員

当委員会では711の公共施設等について検討してるわけですね。この施設の中に市の条例規定によらない施設がありますか。

行財政改革推進室主幹

実施計画の中で711の公共施設について謳っておりますが、その中では普通財産である、例えば9月議会で廃止いたしました八木山ユースホステルあたりは普通財産、特定の普通財産ということですので、条例はありませんでした。管理規則という形の中で管理運営を行ってきたところでございます。

川上委員

私も9月議会でよくよく調べてみると、ユースホステルについてはそういうことだったんですが、基本的に我々がいま当委員会の対象にしている施設については条例によって規定されている施設なんですね。だから私が考えるにはこの施設を扱うとすればすべて条例改正が必要になってくると、廃止を伴う。そうすると先ほど副市長の答弁をお聞きしていますと場合によってその行政財産を普通財産に移すために相当な数の条例を一括して に関する条例、特定の施設ですよ、特定の施設に関する条例等の条例の一部を改正する条例というような形でね、一括して条例改正を行うということをお前提にしていなければ今の答弁は出てこないと思うんだけれども、そういうような理解でもいいですか。

副市長

そういうことではなくて、例えば無償貸与とかいろいろ個々のケースがございますね。その中で現在のところ例えば財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例で処理できない部分もございましてそういうものについては、この条例等の改正によって一括してできるようにしていきたいというふうに考えております。なんもかんもすべて1つの条例で処理していく。例えば、売買から何から全部するというものではございません。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:56

委員会を再開いたします。

行財政改革推進室主幹

これまで財産の無償譲与に関しまして、議会の方に提案した事例で申し上げますと、例えば 穎田病院等もございまして、旧飯塚でいけば横田保育所等があるかと思っております。今後の想定されるものでございまして、例えば自治公民館、穎田地区のですね、自治公民館、それから山口コミュニティセンター、それから忠隈住民センター等でございます。

川上委員

若干さかのぼるかもしれませんが711ですか、のうちユースホステルについては条例によらないということだったんですけれども、そのほかにはきちんとわかりますか。

行財政改革推進室主幹

特定目的の普通財産ということになれば、例えばレース場あたりも特目の普通財産、仮に廃止とかなれば条例等がありませんので、これにつきましても条例廃止議案というのは、提案することはないかと思っております。

川上委員

それ以外にはないですか。

行財政改革推進室主幹

あとは教官住宅、片島と幸袋にあります教官住宅、だいたいそれぐらいだと思っております。

川上委員

よくわからないという答弁ですね。それで内容を少し聞きたいと思うんですが、例えば1ページに2の基本的な考え方(1)譲渡等における有償無償等の判断についての 番特定の公共的団体という言葉があります。これについては の中にもありますけれども、例えばこの特定の公共的団体等というのはどういうものを指すのかお尋ねします。

行財政推進室主幹

この譲渡等における有償、無償等の判断についてということで、
、 で特定の公共団体、
で公共的特定の公共的団体等ということでしたしております。これにつきましては、経営努力また運営努力を行っても収支バランスが取れないと客観的に判断される場合は、売却価格または貸付料を減額することができるということで、特定の公共的団体だけではなくて、例えばその他のですね、公共的団体等につきまして、これが客観的にですね、そういうバランスが取れないという場合については、減額することも可能だということで、等を入れさせていただいております。

委員長

主幹、特定の公共的団体等とは、どういうものを指すのかということ。公共的な団体以外で、
どういうものを例示としてどういうものがありますか。

行財政改革推進室主幹

すいません。特定の公共的団体ということですが、例えば地域団体でいけばですね、自治会それからまちづくり協議会等になるかと思っております。また、民間ボランティアとかNPO団体につきましては、いろんな高齢者、障がい者、児童福祉なり社会福祉、防災安全とか教育とか子育て支援等のですね、ボランティア団体と、また市の出資法人ということで教育文化振興事業団、都市施設管理公社、サンビレッジ茜、筑豊勤労者福祉協会、福岡ソフトウェアセンターが該当するのではないかと。また、人的財政的支援団体ということで、社会福祉協議会なりシルバー人材センターということで考えております。この特定の公共的団体以外でもですね、いろんな活動をされてあるボランティア団体なり、いろんな団体がありますので、そこ辺で使い分けはいたしております。

川上委員

次に、譲渡先等について書いてあるんですが、例えば暴力団等の排除については、どうい
ふうなかたちで考えられていますか。

行財政改革推進室主幹

具体的に暴力団に対するものについてはですね、この中では規定いたしておりません。この基本的な考え方、一番最初に書いておりますように、現行の条例なり公有財産管理規則、またその他、今現在行っております管財課、契約課の方でいろんな対策をとっておりますので、それを基本とした中で行うというふうになるかと思っております。

川上委員

これを作る、基本的な考え方を作るときに、お考えになっていないという、議論をしていないというように聞こえましたけど、そうですか。

行財政改革推進室主幹

先ほど答弁等を重なるかと思いますが、今までそういう暴力団に対する譲渡とか契約とかいうものはですね、（「答えると。答えると。途中で終わる。」との声あり。）

総務部長

暴力団関係でございませうけども、これについては安全安心まちづくり条例の中で、明確に暴力団の排除規定を設けておりますし、契約関係、購買ですね、こういった中でも排除の契約規定をですね、要綱を設けて対応しておりますので、この中は、基本的な考え方でございますので、実務面については、そういった条例・規定の中で対応をするようにきちとなっております。

川上委員

当たり前ですね。当たり前なんだけど、これを議論する時に、その議論をしたかと聞いてお
るわけです。

総務部長

安全安心まちづくり条例の中での規定もございますので、当然のこととしてこの中には項目としてはあげておりません。当然のこと、条例・規定のなかでやるんだということをもう認識をしておりますので。この中には、実務面としての論議ですね、法文上としての論議としてはいたしておりません。

川上委員

次に、711施設の資産価値はどれぐらいと考えておられましたか。

行財政改革推進室主幹

今現在ですね、すべての施設ですね、残存価額につきましては、関係各課に照会出して大分揃ってはきておりますが、全て出し切っておりません。全体の価格、残存価格については、現時点では把握はいたしておりません。

川上委員

途中までの集約はあるわけでしょ、それは幾らですか。

行財政改革推進室主幹

現在今、資料を持ち合わせておりません。また、積み上げを個々の施設については出ておりますけど、まだ積み上げておりませんので、もし金額がいるということであれば時間が必要になるかというふうに思っております。

川上委員

市長、私は今のような答弁を信じるわけにはいかないんですよ。行財政改革に取り組んで、4年目でしょう。旧飯塚ではバランスシートを作ったこともあるわけです。個々の施設の数字はあるけれども、積み上げていないというんでしょう。市長としてどう思われます。これは、市長自身も知らないんですか。

財務部長

個々の施設の積み上げということでございますけど、先ほど質問者申されましたバランスシート、この分につきましては一応作成はいたしております。それで、これはもう決算統計上からの積み上げでございますので、実際の減価償却、その辺との実態等を反映したものと若干ずれるとは思いますが、決算の中では、バランスシートの試算の中で表示はさせていただいております。それで今申しますように、個々の施設がどのくらいということについては、若干ずれるは生じてくるかと思いますが、飯塚市全体の資産の部ということでは、バランスシートの中で表示させていただいております。

川上委員

市長、そんなことでいいんですか。711のあり方検討している時にね、行財政改革からのスタートでしょ。そのときね、施設全体の資産価値が何年経ってもわからないと。そして、もう具体的に一つひとつ扱うのは面倒だからまとめて対応できるように、条例改正まで考えてる時に、そういう時に、その資産価値の全体の数字がね、個々には分かるんだけど、積み上げでないと、何分あれば、積み上げられるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:10

再 開 11:13

委員会を再開します。

行財政改革推進室主幹

誠に申しわけございませんが、次回の委員会で提出させていただきたいというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

川上委員

市長、実はですね。このことを聞いたのは2回目なんです。会議録にも残ってると思います。

それはですね、市民負担について検討するということになってるでしょ。そうであるならばね、対象の施設の資産がどうかと、価値はどうかということのを抜きに考えられんだろうというふうに議論したことがあるんですよ。思い出されました。あれから1年以上経ってるんじゃないですか。その間に積み上げた数字もあるかもしれないけれども、全体の数字はあるはずなんですよ。あなた方は、21年 月というね、文書を市民と議員に配ったでしょう。飯塚市行財政改革実施計画第1次改訂版中間素案21年 月飯塚市という未完成の文章をね、議員と市民に配っておるでしょ。大変驚きましたけども、この中にはですね、お金がこんなに足りない、苦しい、こんなことばかり書いているじゃないですか。市民の批判を受けて、その中々行財政改革が思うとおりいかないからね、ずれ込んでるんで、それも1つの要因としてね、第1次改訂版を出すんだというような市民に責任を押しつけるようなことまで書いてるわけですよ。そういうことを言っときながら、当委員会が調査対象にしている施設の資産が全体でどれくらいかということも答えられないというはずがないと思うんですよ。そんなに隠してどうするのかと私は思うんですね。それで、今ずっと答弁聞いてきたんだけど、まず711の中で、条例によって規定されている施設の数が大体これくらいですという答弁なんですね。それからもうひとつは、特定の公共的団体等とは何かと聞いたら、この中には市の出資団体もある。それから関連団体中には、非常に密接な団体もあるんですね。補助金団体もある。ここには、市のOBがたくさんいってるでしょう。部長級はじめとしてね。補助金やり続けてるところもあるわけですよ、人件費分位を。そこがこの譲渡だとか貸与とかの対象になるわけですね。天下りとは言いません、あえて。しかし、市のOBが何人もいってると、いってる先に補助金を出してるという構図が飯塚市もあるわけです。そこが、譲渡、移譲、貸付、貸与の対象になってるわけですね。これは何年もかかるから、この中におられる方もそういったところに再就職というで行かれる方もあるかもしれません。正しいルールに基づいてという場合もあるでしょうけども、そういうようなことなんです。そのときに、例えば暴力団の排除規定等について、当たり前です、当たり前なんだけどこういう基本的な考え方の中に入らないというのはどうなのか。例えば市議会議員のOBの名前は言いませんでしたけど、市議会議員のOBだって役員とか職員で働いてる団体もあるわけです。それで何百億という、あるいは一千億を超えるような資産価値が、この短期間に大きく動くとするならば巨大な利益、権益といってもいいかもしれない、権利が発生するわけですね。ここは首をひねるところじゃないんですよ。もう明らかです。だから一つ一つ厳密に考えていかないといけないわけです。これは飯塚市の未来にとって非常に重要なところだと思うんですよ。だからこの点は、市長以下ですね、私はきちんと踏まえてもらいたいと思います。それにしても非常にがさつだと思います、説明が。それでさらに深めるためにですね、委員長、お取り計らいお願いしたいんですが、この基本的な考え方が実施に至るまでの、条例改正を含むようなスケジュール、内容がよくわかるような資料を出してもらいたい。それからもう一つについては、もう出すということだったんですが、この資産価値について出してもらいたい。その資料をお取り計らいお願いいたします

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま川上委員から要求がっております資料は、提出できますか。

行財政改革推進室主幹

まず最初の要求がありました資料につきましては、あとで具体的にどういう内容のものをちょっと打ち合わせをさせていただきながら可能な限り提出させていただきたい、また総資産の関係でございますが、その関係につきましては提出させていただきたいと考えております。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:20

再 開 11:20

委員会を再開します。ただ今川上委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑ありませんか。

八児委員

少しリラックスというわけではないですけども、ちょっと話を変えまして、私は一つしか言う事はありませんけど、いよいよ穂波の図書館の方向性について本年度で決めて、来年度に向けて何らかのかたちで行うと、子どもさんに向けて暖かい配慮をされておるような方向性で決めていかれておると聞いておりますので、少しでもここでお話できることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

生涯学習課長

穂波の図書館についてでございますが、9月以降はボランティアの方や利用者の方との協議が滞っておりまして、現時点においては穂波図書館の利活用についての方向性をいまだ見出ししておりません。ただ、内部で検討した中では、穂波図書館を拠点とした配本事業、幼稚園とか保育者あたりに、絵本等を貸し出す事業を今検討しております。

八児委員

貸出業務は、今でもやっておられるんじゃないんですか。もう少し、その点について詳しく教えてください。

生涯学習課長

貸し出しと言いましても、大型絵本や普通の絵本あたりを保育所や幼稚園あたりの要望に応じてこちらの方から持って行き、2～3週間程度お貸しして、またこちらの方から受け取りに行くというようなシステムを考えております。

八児委員

それはどっか別で何かをして、そのために、そういう貸し出しをするというふうなことです。もうちょっと詳しく教えてくださいませんか。

生涯学習課長

穂波図書館の方向性とは別に、新たな読書環境の充実という形で幼稚園なり保育者あたりへの本の普及を考えております。そういう中で絵本のリストを渡して、その中から借りたい本をこちらの方からお持ちして、子どもさん方に読んでいただけたらというシステムを今考えております。

八児委員

少しわかりますけど、私どもとしては、今の穂波図書館については存続というか、いろんな活用を考えていただいて、しっかりと充実させていただきたいと、そのような思いで皆さん方おりますので、そこらへんを踏まえて取り組みをお願いしたいと思います、これは要望させていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

江口委員

今穂波図書館に関する八児委員の質疑に関して、幼稚園並びに保育園に対しての配本サービスというふうな形というお話だったと思いますが、これは今のご答弁の中で考えると、穂波図書館の存続とは全く関係なく新規事業として考えているという理解でよろしいですか。それとも穂波図書館において、そのサービスをやっていくというふうな形になるのでしょうか。

生涯学習課長

事業としては新規に考えておりますが、あくまでも直営で行ってきたいと考えておりますの

で、穂波図書館を拠点にという形で考えております。

江口委員

直営でやりたい、当然のことながら指定管理者に関する内容の中には入ってなかったと思いますので、当然のことだと思います。となると、それこそ穂波図書館の存在意義が高まるという理解でよろしいですか。

生涯学習課長

今後の方向性も含めて、そういう活用もできるというふうに考えております。

江口委員

もう1点、9月以降、利用者並びにボランティアとの話し合いが滞っているというお話ございました。現状までにどのような、何回、いついつ、どういった形で話し合いを持たれたのか、それとアンケートをというお話があったかと思うんですが、利用者に対するアンケート、ないし利用されていない方に関して意向調査も当然必要だと思うんですが、そのあたりについてどうなされてるのかお聞かせください。

生涯学習課長

ボランティアさんたちとの協議については3回ほど、ちょっとここに資料を持っておりませんので、正確には日にちを覚えていませんが、最後が9月の初めから8月の終わりぐらいだったと思ってます。アンケートということについては、まだ実施しておりません。

江口委員

利用者との話し合いが滞っているというお話でございましたが、利用者に関しては何らかのことをやられたのか、やられてないのか、今全く話がないんですがどうでしょう。

生涯学習課長

ボランティアの方とは3度ほどお話をさせていただきましたが、穂波図書館を利用されている方とはまだお話をしておりません。

江口委員

同じように利用者以外の地域の方々との話し合いもまだという理解でよろしいですか。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

江口委員

今後どのようにお話しを持たれるつもりがあるのか、地域に対してこうやってやりたいという説明会を開いて、それに対して御意見を頂く、それを繰り返すというかたちになるのかどうか、どのように今後されていくのでしょうか。

生涯学習課長

具体的な内容、話し合いの進め方については、今のところ考えを持っておりませんが、そういうことも含めて今後検討し、幅広く意見を聞きながら穂波図書館の方向性を決めていきたいと考えております。

江口委員

潁田図書館についても同様と理解してよろしいですか。

生涯学習課長

潁田図書館についても、そのようなかたちで考えていきたいと思ってます。

生涯学習部長

ただいま担当課長の方から潁田図書館の件で御答弁いただきましたが、潁田図書館については実施計画の中で図書館を廃止しまして、地区公民館の図書室にするという方向性は決まっておりますので、その方向の中で地域の方ともお話をさせていただいております。その後についても、実施計画にありますように利用者のサービスを低下しないという中で現在の中央図書館といたしますか、そこのネットワークも維持していきながら、利用者にはサービスの低下がない

ような読書環境の充実に努めたいと考えております。

江口委員

非常に執行部の中での意思統一が図れてないと思っております。そしてまた利用者との話し合いをやっているというお話なんですが、そうであるならば、どういった形で話をやってきたのか、それに関する資料を提出いただきたい、あわせて確かに実施計画にはそうやって載っています、それについては穂波も同様ですよ。方向性を決めるというようになってますよね。穎田に関しては、地域の公民館図書室としてやると、穂波については早い時期に方向性を決定するんですよ。早い時期というのに21年度中でしたよね。21年度中の早い時期とはとっくに過ぎてるんだと思うんですね。ところが、一向に進まない。そして片方では穎田はそういった形でやるというならば、そうすると穎田についてだけ条例改正という部分の提案となる予定なのか、そのあたりどうですか。

生涯学習部長

先ほど御質問者が言われますように、穂波図書館につきましてはまだ方向性が決定されておりませんので、廃止条例ということにはなりません、穎田図書館については方向性が実施計画にあがっておりますので、その方向で条例を考えております。

江口委員

ただ穎田についてはサービスが低下することをないよという話でしたね、そうすると図書館から公民館図書室に形を変更するメリットは何があるんですか。全くね、サービス低下させないんですから、そこで看板を変える、コスト的なメリットはない、ところが逆にデメリットはあり得るはずなんですが、片一方は図書館ですね、そして片一方は公民館になるわけですよ。そこでそのメリット、デメリット、これがはっきりしてる部分等もあわせて資料として提出をお願いしたいと思っております。委員長において、お取り計らいのほどよろしく願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

生涯学習課長

江口委員からその資料の内容を詳しくお聞きして、提出出来るものは提出していきたいと思っております。

江口委員

提出をお願いしたいのは、穎田図書館を図書室にする場合のメリット、デメリット、内部で検討した際、内部ないし地域の方との、検討しているわけですからその際に使った資料、そしてその地域の方々との合意に至ったその会議の会議録、この2点です。

委員長

生涯学習課長、今江口委員の方から具体的な資料の内容が出ましたけれど、その資料要求は執行部として提出できますか。

生涯学習課長

地域の方との協議については行っておりませんが、図書館を廃止して公民館と書庫にする際に本を借りに来られた方にその趣旨を説明して、どういう方向性だったらいのかという形の聴取りは数名の方から行ってあります。そういう内容で宜しければ、提出することができますが、それでよろしいでしょうか。

江口委員

先ほど部長は、地域の方々ときちんと議論をして合意ができてるような答弁をなされたかと思えます。現状においてなされている限りの、地域の方々との穎田図書館を、穎田図書室にするというところでの話し合い、その一人でもいいですよ、一人しかやってないのであれば、やってる部分を全て出してください。そしてあとメリット、デメリット、こういった形はこうい

った形になる、それに対するメリット、デメリットを当然検討してと思っていますので、その資料をあわせてお願いします。

生涯学習課長

出せます。メリット、デメリットについては、すぐ出しますが、利用者の方のアンケートについては、まだ全部まとめておりませんので、まとめ次第提出したいと考えております。

委員長

お尋ねいたしますが、課長、その資料は今日の委員会中に出せますか、それとも次回ですか。次回提出するということですか。

生涯学習課長

できれば、次回でお願いしたいと考えております。

委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ほかに質疑はありませんか。

原田委員

蒸し返すようで申しわけないんですけど、先ほどの川上委員の質疑の確認というか、今一わからないところが私なりにありますものですから、確認の意味でちょっと質問させていただきたいんですけど。まずそれぞれの廃止条例が、まず議決されますよね。そうしますと例えば、具体例として1つお答えいただきたいんですけど、具体例あげたほうが分かりやすいものですから、例えば公民館が移転したとします。移転したとして、その建物は行政財産ですから、その廃止条例が出るわけですね。そうしますとそれが今度普通財産になってしまうと、先ほどのその条例ができてしまうと、その後は譲渡しようが、移譲しようが、貸付しようが、取り壊ししようが行政で議会にかかることなくやりますよと、こういった理解でよろしいですか。

行財政改革推進室主幹

条例を廃止いたしますと、そこから行政財産が普通財産に変わります。そういう中で、譲渡、移譲、貸付、貸与という形になりますけど、そういう中で例えば無償譲与とかいう形になればこういう条例、現行の条例では規定されておきませんので、それぞれ議案として提案するような形になります。それ以外で、現行条例に載ったような形であれば議会のほうに議案として提出する議決事件ではありませんので、何らかの形で報告なりは出てくるかと思いますが、議案として提案することはないというふうに考えております。

原田委員

ようするに、今私がお聞きしたそのとおりでございますということですよ、大筋で言えば。であれば、先ほど公民館を1つ例にとりました。そして私は再三この委員会にも言っております関の山憩いの森、この条例などもまさにそうですよね。この条例が廃止されますと、普通財産になりますから後がどうしようが行政の皆さん方が煮て食おうが焼いて食おうがどうにでもできるということです、そういうことなんですね。そこに何らかかかってくることはない、どのようにしようが勝手であると、そういうことなんです。これは、どう考えても、行政の事務方の効率を上げるといえば非常に聞こえはいいんですけど、非常に乱暴なやり方と思うんです。まず議会を完全にそこには必要性がないわけです。そうしますと、私どもというのは市民の付託を受けて、代表としてここに出席しておるわけなんです、市民の声を無視にするということにも私はつながるのでなからうかと考えます。それを今具体例を言って、確かめさせていただいた。私は今ほんとにかみ砕いたというか、乱暴な意見かもしれませんが、どっか間違いがありますか、ありましたらご訂正ください。

行財政改革推進室主幹

今質問委員が言われましたような形、法的にはそういう形になってくると思いますが、こういう重要な案件でございますので、特別委員会になるか常任委員会になるかわかりませんが、その都度ご報告はしていくような形になっていくというふうに思っております。

原田委員

途中まで非常に特別委員会云々といういい話があったんですけど、結局報告なんですね。もうやっちゃいましたよという、だからそこに何ら私どもの意見なり議論というのはできないということになるわけです。これは今から出てくることでありますから、ここでずっと突き詰めてというもんではございませんけども、その確認だけはここでさせていただきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

人見委員

若干関連をするかと思いますが、1ページのこのどうしても特定の公共的団体、このところがややもすると具体制にかけるというような気がするんですね。それで下段には、にはこの特定の公共的団体以外のという公共的団体と、このような言い回しもあったりして、できたらこの公共的な団体、特定の公共的団体というんですか、これの具体的な、別表でも構わないんですが、何か特定作業というか特定をされるほうがいいのではないか、それが可能かどうかについてはどうですか。

行財政改革推進室主幹

特定の公共的団体とその他の公共的団体ということで、ある程度例示は可能かと思っておりますので、これも次回で宜しければ資料として提出させていただきたい、あくまでも例示ということになるかと思いますが、資料は提出させていただきたいと思っております。

人見委員

あくまで今回は例示で、要は必要によってはきちんと別紙で、別紙のとおりというぎりぎり特定できるような形の方が、もっと説明がしやすいというか、我々もこういうふうな団体かということの認識が非常にすると思うので、ともかく今回は例示で結構ですから出していただければと思います。これも資料要求の形になるのかな。その点委員長、その資料要求をお願いします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただいま人見委員から要求がっております資料は提出できますか。

行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま人見委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑ありませんか。

人見委員

もう1つこの第一次の実施計画の中で21年度に検討し、検討を終了し、具体的な方向性を見出す、その具体的な方向性がいくつも施設施設によっては、そうした廃止だとか移譲だとか、そういうふうなものにもつながる部分もあるかもしれませんし、改善方の、行財政に叶う改善策を検討すると、21年度中にと、というようなものもある。21年度中に検討を完了するものについては、どの程度の進捗になっておるのか。まず、21年度に検討を終了と計画が立てられているものはどういうものなのかをお聞かせを願いたいと思っております。

行財政改革推進室主幹

第一次実施計画の実施に当たりまして、その細部までの内部検討委員会を4つ立ち上げております。その中で具体的に実施計画の中で、平成21年度中に決定するという記載をしている施設がございますので、そういうものにつけましては、現在その内部検討委員会で検討しております。例えば、公有財産の有効活用検討委員会でいけば、庄内地域の支所周辺の施設をどうするのかとか、また使用料等のあり方に関する内部検討をいたしております。これにつきましても、平成21年度中には検討いたしまして、その結果につきましてまた報告させていただきたいというふうには考えております。

人見委員

もういよいよ12月議会も始まる、間近に迫ってますしね、年度末でそうそう時間があるようでないわけですので、できれば21年度中のその検討を要する各施設の進捗状況の、これもできれば次回に一覧表で資料としていただけたらありがたいと、審査の糧になろうかと思っておりますので、委員長、一緒にすれば良かったんですがごめんなさい。よろしくこの点の資料もお願いします。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま人見委員から要求がっております資料は提出できますか。

行財政改革推進室主幹

提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま人見委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。

他に質疑はありませんか。

安藤委員

今人見委員のほうから質問が出ておりましたけれども、私の手元に5月に提出されました、先ほど言われました4つの委員会ですかね、その分とそれから8月に提出されましたそれぞれの委員会でどのようなことやっていったかという資料が手元にあるんですけども、その後どのようにしているのかというのをお聞きしたいのでそれも資料要求でよろしいでしょうか。

委員長

安藤委員、今ご指摘の点の進捗状況について資料としてまとめて出してくれということですね。執行部にお尋ねします。ただいま安藤議員から要求がっております資料は提出できますか。

行財政改革推進室主幹

次回の委員会でよろしいでしょうか。提出させていただきます。

委員長

お諮りいたします。ただいま安藤委員から要求がありました資料については要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

4ページですね。譲渡のところ、市営住宅等個人等を対象に貸し付けている施設、自治公民館として使用している施設や建設のときに、寄附を受けた施設等については随意契約を行うことができるものとする、ちょっと意味が分からなかったのが具体的にちょっと噛み砕いて説明していただきますでしょうか。

行財政改革推進室主幹

まず最初に譲渡にあたりましては一般競争入札を原則といたしております。ただし市営住宅、例えば一戸建ての住宅等につきましては今住んである方を対象にして譲渡の方向で実施計画を掲げております。そういう中で、こういう場合には随意契約を行うことができるというふうにいたしております。また、自治公民館として使用している施設、これにつきましても穎田地区の自治公民館がございます。実際には他の地区と同様に類似公民館として使われておりますので、そこにつきましても随契、また建設時に寄附を受けた施設ということで、これにつきましても実施計画の中でも謳っておりますが穂波ふれあい会館あたりは社会福祉協議会から寄附を受けた施設でございます。そういうものを含めて随契を行うことができるというふうに規定をいたしております。

委員長

他に質疑ありませんか。江口委員

江口委員

もう一件資料要求をさせていただきます。穎田の小中一貫校の基本の設計の部分が今年度の予算で出ていたかと思えます。小中一貫校ですね、そちらに関する進捗状況並びにどういった施設が入るのか、そして人の動きの切り分け等がどういった形でやるのか、導線とかに関してはわかる範囲で結構なんですけどどういった基本の形がどういった形でやるのかとそれと、どの施設が入るのか、何が入るのか。そして地域の方々との協議について、その点について資料要求をお願いしたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

委員長

執行部にお尋ねします。ただ今江口委員から要求がっております資料は提出できますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今資料要求がございましたものについては、次回の委員会で提出させていただきます。

委員長

おはかりいたします。ただいま江口委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。他に質疑はありませんか。

川上委員

実施計画 193 ページに地方卸売市場があります。見直しをされておるわけですがけれども、実施計画では見直しの方向として地方卸売市場は平成 21 年度までに卸売会社や国県等と協議を行い、協議が整い次第現卸売会社等に移譲するということになっておりました。そこで実は 9 月議会のときに議長あてに卸売関係の方々から移譲についてはやめてもらいたいという陳情が議長あてに出されました。10 月の 6 日には同じ関係の皆さんが齊藤市長にこの議長あての陳情文章を携えて同趣旨の請願をされていると思います。市長はその請願を受けられましたか。

経済部長

ただいま質問委員ご指摘のとおり関係者の方から議会に提出された陳情書と同文を持参されまして市長のほうに手渡しその趣旨についてご説明を受けております。

川上委員

答弁なかったけど 10 月 6 日でいいですね。それでその団体の名称をお尋ねします。

農林課長

まず飯塚水産物商業協同組合さん、新筑豊青果商業協同組合さん、飯塚花商組合さん、飯塚統合卸売センター関連組合さんでございます。

川上委員

そうしますと実施計画に書いてある現卸会社等の中でですね、卸売会社でいいですね、の中

で陳情にみえていない請願にみえていないところはどこになりますか。

農林課長

現卸売会社、3社ございますが花、魚、青果の3社でございます。

川上委員

市長、この請願を受けてどういうふうに思われたか、受けとめられたか感想を尋ねします。

市長

公の施設という形で残していただきたいと、公設と、市場として市民の台所を預かってるとい意識でおみえになりました。今の流通その他を考えますと公の施設的な動き自体も少なくなっているというようなことも踏まえてここに地方卸売場の案件を出させていただいたわけですが、また仲買さんの意見を聞いてほしいとか、いろいろそういうものもありますので今後そういうことを進めながら我々の実施計画にのってご理解いただけるように説明していきたいと思っております。

川上委員

そのように、まさか請願にみえた方に言われたわけではないと思いますけれどもあなた方のこの皆さんの請願は受けただけでも自分の実施計画どおり進めていくという答弁なんですね。あなたがたは説得したいということなんですね。そういうことですか。

市長

そのように言ったつもりです。

川上委員

やめてもらいたいという請願を受けただけ、説得して理解を求めて当初計画どおり、実施計画どおりやっていきたいということを改めて今答弁されたわけですね。大変驚きました。それでこの卸売会社になら移譲していいよというのを福岡県が言ったことがありましたね。それで、この現在卸売会社のうち飯塚市が出資している会社がありましたね。新筑豊青果です。市が株を持ってはいるわけですが、その会社から飯塚市が保有する株を譲渡してもらいたいという申し入れがあつてはいることは前回の当委員会でも答弁がありました。このことについては、市長はお聞きになっていますか、議会ではなくて行政ルートで。

農林課長

前日もご答弁いたしましたが、公式な申し込みではなく事務的な折衝の中でその可能性はあるかどう申し出だけでありますので、市としては正式に申し出があつておりません、検討しておりませんので、市長の方にはお伝えしておりません。

川上委員

農林課長は市場運営審議会での答弁と市議会の公共施設等のあり方に関する調査特別委員会の答弁を使い分けて答弁を行うことがあるんですか。

農林課長

そういうつもりはございませんが、前回そういう非公式に申し入れがあつたところで答弁しておりますので、その旨は市長のほうには伝わっておりますが、先ほど答弁しましたように正式な申し出といえますか、正式な協議でございませぬのでどう判断、どのような考え方をもちますかということ正式に市長まで上げていないということでございます。

川上委員

農林課長が市長に正式に報告を8月以降もしないということなんですね。でも市長はご存じでしょう、このことは。市長はなぜ知っているんですか。

市長

農林課長のほうから報告はしたけれども正式な要望ではない、形ではないという返事を向こうにしたということで私はその話は聞きました。けれどもそれに対して私は別に結論を出すという段階の返事は向こうにはいたしておりません。

川上委員

市長、あなたの農林課長は堂々と今報告してないと言ったんですよ。いいですか。前回の当委員会では答弁した。市長は農林課長にこれはどういうことかというのを本当にそのとき知らないのであればレポートさせる必要があるでしょ。報告を求める必要がありますよ。委員会で一緒に話を聞きましたということではない。それは指摘しておくにして、そこで新筑豊青果が株式譲渡を求めた理由、これは課長に聞かないといけないでしょう、理由は何ですか。

農林課長

何度も繰り返し答弁になりますが、事務折衝の中で出たことでございますので、その真意は、公式ではありませんので、具体的に話も現在までしておりませんので、その見解についてはお伺いしていません。

川上委員

ちょっと冷静に考えてくださいよ。あなた方は、法律上は譲渡先は現卸売会社だけとは限らないということを認められたことがある。ところが福岡県が、移行の段階では現在の卸売会社があるいはそれぞれが共同する管理会社つくるとすればですよ。それで、なければならぬでしょうというふうに言ってる。その中の1つの有力な卸売会社が、市が持っている株式を譲渡してくださいって言うように事務折衝をしてきたわけでしょう。これを受け止めて、私は課長がなぜですかと、市長に報告するのに理由が要るでしょう。聞かないはずがない。事務折衝の時間と場所、メンバーを教えてください。

農林課長

何度も繰り返しになりますが、事務折衝というのは向こうの会社の方に何回もそういった話、他のものを含めましてやっておるわけで、その中で議題でないところでそういう話が出ましたので、正式にその内容を具体的にむこうと打合せしたことでないということでございます。

川上委員

場所は、分かりました。新筑豊青果の会社でということですね、あなたが出かけて行ったというんだから、あの応接室でしょう。では、いつですか。

農林課長

今、日付ははっきり覚えておりませんが、今年の春ごろではなかったかと思えます。

川上委員

市が出資している会社が、市の株式の譲渡を求めてくると、いきなり文書で出すことがあるかもしれないけども、担当課長にどうかというのは当たり前でしょう。それを日にちも覚えていなければ、春ごろでしょうかね、理由はわからない、なぜあなたのところでそれを止めることができるんですか。部長が、いやもうそれはもうそこまでいいよというふうに言ったんですか。向こうが打診してきたら部長か、あるいは副市長かだれかが向こうと話すことが普通じゃないんですか。なぜ課長がおれの一存でという形かどうかわかりませんが、止めることができるんですか。そのところ聞かせてください。

農林課長

何度も繰り返しになりますが、正式に新筑豊青果さんがその旨どうかはっきりした答えを出してくれということではなく、議題以外の件でこの件についてこういうふうに譲ってもらいたいという考え方を持つとるという程度でございましたので、その分は正式にそういう協議が出た時であれば、そういうふうに具体的にお互い協議をしたいということでございます。付け加えますと筑豊青果さんの方で市の持っている株式に対しての正式なお話は一切ないということで御理解いただきたいと考えております。

川上委員

この社長が、市に株式の譲渡を求めてきたのは初めてではないでしょう。もともと前の委員会で報告があったけれども、どういう経過でこの株式が飯塚市に保有されておるのか、この経

過考えてみただけでもこの申し出が真剣に受けとめないといけない。卸売市場の安定的な運営、これが必要だから株式を保有したわけでしょう、市が、少なくともあなた方の判断で、強制的に持っていかれたという方もおられるんですよ。だからどうしてもあなた方の判断としては、卸売市場の安定的な運営のために必要だという判断をしておいたものを一社長が一社長と言わなくてもいいけども、新筑豊青果の社長が、株式をもともと自分が持っておったわけじゃないですよ、第三者が持ったのを市が保有したんですよ、それを社長が買い取りたいと言ってるわけでしょう。こんな重大なことはないでしょう。しかも、譲渡問題にしている。しかもその対象の1つじゃないですか。それを非公式だったから伝えたとか、伝えてないとか、場所によって言葉変えて言ってるとおかしい。なぜ課長はこんなこと言わなければならんのか、部長に答弁求めます。

経済部長

直接私が筑豊青果の社長から、株の譲渡に関してお話を受けたことはございません。先ほどから農林課長が答弁をいたしておりますとおり、農林課長の方に、農林課長が青果の社長と事務的なお話をする際に、市が保有してる株を譲ってくれないかと、譲ることができるかというふうなお話があったということは報告は受けておりますけども、正式にそうしたことを考えてあるようだということについては、私の方に直接社長からお話があったことは一切ございません。

川上委員

あなたに直接会ったとか言ってないんですよ、まだ。課長から話を聞いたでしょう。そのときに、今言った重大なことだという認識はなかったんですか。常識じゃないですか。経済部長ともあろう方が、あ、それで済むわけじゃないでしょう。どういう考えで、それ以上話を踏み込まないということにしたのか。あなたのところまでは話が来たわけでしょう。検討しないといけません、だいたいなぜそんなことを考えるのか。理由を聞いてごらんと言うでしょう。それもなかったんですか。

経済部長

今回のそうした株の譲渡についてどうかという意見を求められたということに関しましては、当然のことながら私もそのへんの状況について過去の経緯から、どうして市がこの株を保有してるのかということについては、担当の課長の方から詳細について経緯等お話を聞いております。そしてその会社が単純に市だけにそういった話をされてるのかということについて、一応相手の動きを少し知りたいということで、そういった旨で少し状況を調べてみるということは、農林課長のほうに指示をしたと思います。

川上委員

その結果は議会に報告、当委員会に報告しておるんですか。

経済部長

委員会等に報告をいたしておりません。市のみならず、そのほかの株を保有してある方についても、売っていただけないかというふうな行動はとってあるやにお聞きはしております。

川上委員

あなた方は開設者ですよ、市場の。そして株主なんですよ、この会社との関係でも。だからしておるやにとか、そんな話はないでしょう、二重に明確にする責任と権利があるでしょう。この株式取得の動きについて、開設者としても、あるいは株主としても事実関係を正確に把握する必要があると思いますけども、市長どうお考えですか。全面的に詳細に把握する必要があると思いますけど、どうですか。

市長

担当課長の話のあったように、正式な形ではないにしても今川上委員が言われるように株主としての株の動き、動向また市場の考え方というのを知るのも当然だと思いますので、しっか

りそこを確認した上で、なぜなのかということ、では我々はそれについてどう考えるかというものも踏まえていきたいと思っております。

川上委員

是非そうしてもらいたいと思います。できるだけ早い機会に当委員会にも報告書してもらいたいと思うんですが、一言付け加えときますと、市長、市の株を彼らが取得することについては、反対という方々が、関係者がおられる。関連店舗の方々です。もともと自分たちの先輩と言うとおかしいけど、自分たちが所有しておったものを市が強制的にという表現もありますけども、取得していったと。それを今度は、新筑豊青果の松本社長に譲っていくっていうのはおかしいという声があるんですよ。このことについては、経済部長から報告なかったでしょう。ありましたか。

経済部長

過去のそうした市が取得に至る経緯について、私の方から市長に報告いたしておりません。

川上委員

そんなこと聞いてないでしょう。経過じゃなくて、その方々が市が譲渡とすることについては反対だと、それくらいなら自分達に返せというふうに言われていることをあなたは知ってるでしょう。なぜこんな重大なことを、市長に報告しないんですか。

経済部長

委員御指摘のような発言が、卸売市場の運営協議会の中で出たということについては認識をいたしております。このことについては、現在のところを市長には、私の方から報告はいたしておりません。

川上委員

いいですか、市長、市長も一番食品の株をね46,000数を持ってある方ですよ。こういう問題には、当然深い造詣があると思うんだけど、課長が、現社長から打診されてまともな報告書してこない。それから部長が、その株の譲渡について困るという関連店舗の人たちがいるのに、少なくとも今の話では初めて知ったかのように言われるんだけど、運営審議会で。それからだと随分時間が経ってる。こういう重要なことを自分の市長に農林課長の報告をまともにしない。それから経済部長も報告しないと、こういう状態の中でこの卸売市場の譲渡問題が、検討されてるわけですよ。ですから、私は先ほど市長がきちんと調べると言われたのは当然なことだと思いますけども、この卸売市場そのものについて協議が整い次第譲渡するとかいうような考え方は、直ちに止める必要があると思います。それを指摘して、この質問終わります。

委員長

ほかに質疑ありますか。暫時休憩いたします。

休 憩 12:14

再 開 13:16

委員会を再開いたします。

川上委員

第2次実施計画が11月の末には策定できないと、研究をしたいという説明がありました。改めて、当初スケジュールどおりにいていない。あるいはいかなかった理由をお聞きいたします。

学校施設等再編整備対策室主幹

本特別委員会におきましても、広く住民、保護者、市民の方々の意見を聞くようにというようご提言もございましたけども、教育委員会といたしましては、教育委員会事務局の方でごく粗い素案を提示しまして、教育委員会会議、教育委員の皆様方にその内容について議論いただいて、それをもとに地域住民の説明会を実施するように考えておりました。しかしながら、9月初めにその粗い素案を教育委員会会議に提示しまして、その後懇談会を含めて、4回ほど

検討してもらいましたけども、その中で出来る限りその素案をつくる前に住民の意見を十分聞いた方がいいという意見が出ましたので、今後の予定でございますが、アンケート調査も実施した上で教育委員会としての素案を決定していこうと、そのアンケート調査をする期間とか、それを分析検討する期間が必要でございますので、その分公共施設等の実施計画の方の計画スケジュールが遅れるというようなことでございます。

川上委員

私は、全体的なスケジュール上のこともあるんでしょうけど、教育委員会が教育委員会議で教育委員の皆さんがそういう判断をしたというのは、良識ある判断ではないかなと思うんですね。そこで現段階までの粗い素案を教育委員会に9月始め提示して、4回懇談会含めて検討してきたということなんですが、その作業に加わったのはというメンバーですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

粗い素案の段階におきましては、当然のことながら教育委員会各課、生涯学習部も含めましてでございます。その素案をもとに、審議、討論、議論をしているのは、教育委員5名の方と教育委員会各課の課長でございます。

川上委員

そうすると、PTAの関係の方とか、学校長にはこの粗い素案の提示はもちろんあってないということでしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

素案自体は提示しておりませんが、校長会等で再編整備について定期的に協議を行っております。PTAのほうにつきましては、今のところ案については何もお示ししておりません。

川上委員

その校長会には、提示をしていないけれども、説明をしておるといことですね。それは、小中合わせた校長会議なのか。どうか、それからいつごろの時期に何回位やってきたのかお尋ねします。

学校教育課長

校長会のメンバーにつきましては、代表校長会で協議をいただいております。小学校の校長会長と副会長と理事、中学校の校長会長と副会長と理事、それぞれ小中学校3名ずつ合計6名と教育委員会の私ども事務局の中で今教育委員会議の中でこのような論議をいただいているけれども、学校現場としてどうかということで、学校の規模だとか、通学の利便性だとかいうことも御意見としていただいとるところでございます。

川上委員

それは9月始めに教育委員会議に素案を示した後のことですか、それより前がありますか。

学校教育課長

9月の冒頭の会議の中では、素案そのものではなくて第1次の実施計画に基づいて説明をしました。また、10月の代表校長会につきましては、23日ですが、教育委員会会議での議論や方向性を口頭で説明をしながら会議をもち意見をいただきました。11月も同様でございます。

川上委員

都合3回ということなんですね。それで教育委員の会議でも議論してきたということなんですけれども、私が考えるに議論の柱としては基本的な考え方はどうなのかというのが当然あると思うんですね。それから2つ目に、粗い素案というのはどうか分かりませんが、具体的な統廃合プランがあるのではないかとと思うんですけども、そのような議論の柱でしょうか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今質問委員が言われたとおりの柱で議論いただいております。

川上委員

具体的にどこどこをどういうふうに統廃合するというプランがあるということなんですが、それで今聞いておりますとまだ住民、保護者には基本的な考え方についてのどういう議論してるかという情報の提示もないと、それから具体的な学校の統廃合プラン、素案も出してないということなんですけど、アンケートを行いたいということでしたけれども、どのような情報を提供しどういうアンケートをとっていかうと考えておるのか、また協議をしようとしておるのであれば、どういうふうに進めていかうと考えておるのかその3点についてお尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

アンケートの内容については、具体的に決定してるわけではございませんけども、現在の小学校中学校における課題、問題点、市の課題、問題点などを示した上で再編に関わる具体的な御意見がわかるような形でアンケートは実施していきたいと思っております。

川上委員

そうすると基本的な考え方について、どうお考えですかというアンケートなりを、それから具体的に統廃合の案についてどうお考えですかと、それも問うわけですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

先ほども言いましたように、具体的に決まったわけじゃないので、ちょっとここで答弁を出来ないと思っておりますが、具体的な学校名をA小学校とB小学校の統合をどう思いますかというような形にはならないんじゃないかと思っております。

川上委員

それでは住民保護者についてわかりましたけれども、お考えがどの段階かというのはわかりましたけど、教職員、学校現場への情報提供と意見の聞き取りについてはどのように考えておりますか。

学校施設等再編整備対策室主幹

今現在具体的には、穎田小中学校の教職員に対しては穎田地区での具体的なお話等は御説明しているところでございますが、その他の学校については今現在詳しくはしておりません。今後先ほど申しましたアンケート、内容は若干変わってくると思いますが、そういうようなことも教職員に対して考えておるところでございます。

川上委員

これは34校に対して一斉に行うわけですか。

学校施設等再編整備対策室主幹

内容につきましては、はっきり決まったわけではございませんが、再編整備の対象になる学校とか、それ以外の学校等色々ございますので、そのへんのところ検討しながらやっていきたいと思っております。

川上委員

それでは第1次実施計画が策定発表、意見募集されてからかなり時間が経つんですが、この間に県教育委員会との情報交換というか協議というか、これはどういうふうに進められましたでしょうか。

学校教育課長

大きく2点でございます。県の教育委員会とは、1点は小中一貫教育校を策定した時の教員の配置数はどうなるかということについて協議をいたし、もう1点は再編整備を進めたときの教員、教職員の配置についてはどうなるか、その点については協議をしたところでございます。

川上委員

それはいつからいつまでの間協議をされましたか。

学校教育課長

申し訳ありません。手帳持ってないので日付がはっきりしませんが、1学期といたしますが、6月か7月に県の教育委員会の方に行きまして相談をしました。その後、9月か10月に同様に

こちらから県の教育委員会の方に赴きまして相談をしております。

川上委員

もう2回目のときは粗い素案というのがまとまっておったんですね。それを県教委に掲示して相談したんですか。

学校教育課長

いえ、粗い素案等を持ってではございません。例えば学校名も一切出さずに学校再編を進めた場合に教職員の定数に県としては浮いた定数というのが発生してきます。それを再編後の学校で活用できるのかどうかということについて相談をしている次第でございます。穎田の小中一貫教育校についても同様でございます。

川上委員

要するに統廃合すると先生が余る。定数の空いた分を引き続きの本市で配置いただけるかという相談をしたということですね。あなた方の再編計画では先生が減る再編計画なんですね。それを確認しておきます。そこで県教委との関係は分かったんですが、文部科学省との相談や協議というのはどうですか。

学校教育課長

一度もしたことはございません。

川上委員

中央教育審議会の中に初等中等教育分科会というのがあります。ご存知ですね。そこが今年の6月16日に小中学校の設置、運営のあり方等に関する作業部会というのを発足させました。ご存知ですね。今年の7月の2日からことしの3月27日まで12回部会を開いたわけです。そのテーマは把握してありますね。答弁を求めます。

学校教育課長

いくつもございますが、大きなところだけ答えさせていただきます。適正配置を検討する意義ですとか学校の規模、通学距離等に関する考え方、小規模校において教育条件の向上を図る観点から特に克服が求められる課題等について検討がなされております。

川上委員

それは大きく言うと一つなんですよ。大きいーが適正配置の検討ということになっていて第二がコミュニティスクールでしょ、第三が学校選択性なんです。その他ということもあるかもしれませんが、だいたいこれが3つあるんです。それであなた方は粗い素案を作って教育委員会に提示をし、懇談を含めて4回審議をしたということなんだけれども、その際にこの作業部会が今年の7月6日分科会に報告した内容について参考資料が何かで示されたりはしてますか。

学校教育課長

いえ、これまでお示ししたことございません。

川上委員

それはなぜですか。

学校教育課長

これまで粗い素案についての検討をしておりましたので、この中央教育審議会の資料を資料として配布することについても今後検討したいと思います。

川上委員

今後のことはいいんですよ。これはホームページに載っていることだから教育委員が努力して自分で見てもいいわけです。あなた方のサービスがそこまでなければ。それであなた方が、文部科学省は文部科学省ですからという考え方、例えばですよ。基本的な考え方は私たちにはありますと。そこから統廃合の粗い素案をつくりましたということで教育委員会に提示して秘密裏に住民には見えないところで審議をされていったわけですね。そのときに、なぜ文部科学省が、あなた方が粗い素案を出そうとしていたのと重なるように審議した内容を紹介しなかつ

たのかというのが不思議で仕方ないわけですよ。あなた方の粗い素案のもと案がいつ出てきたのかなと思うけれども、先ほど言いましたように懇談会報告されたのは7月6日なんですよ、今年の。そのころ、もしかしたら粗い素案がまとまりかかっていたのではないかと思うんです。この作業部会では、例えば昭和の大合併がありましたね、1955年前後した時期の学校の統廃合というのはテーマだったわけですよ。そのときに標準学級数をどうしましょうとか、学校教育施行規則第41条について争ったことがありますね。争ったという議論したことがございますけれども、その後高度経済成長が破綻するころ、もう一度標準学級数というような見直しをされておるんですね。そして今度の平成の大合併あるいは少子化現象、それから今まで学校にお金をかけてこなかった旧飯塚市みたいなところは老朽化が進んでる。耐震化もしていないということで、そういったことが背景になってこの作業部会でも真剣な議論がそれなりにされてるわけですよ。それをあなた方がなぜ教育委員会議に示さなかったかというのも疑問なんですけど、あなた方はこれを読んで参考にしていたかどうか心配になってくる。粗い素案をつくるときに、これは読んで参考にしたかどうかお尋ねします。

学校施設等再編整備対策室主幹

文部科学省の今委員が申される内容につきましては、当然知っておりましたし粗い素案をつくる時はそれも参考にさせてもらってます。先ほどからの質問にございます委員の皆様になぜお知らせしなかったのかというところにつきましては大変申しわけないんですが、そこまで気が回らなかったというのが実情でございます。

川上委員

第1次実施計画の9ページに小学校の欄があるんですね。この見直しの方向の一番に書いてあるのが小学校の適正規模なんですよ。18学級以上を目指すと書いています。これについては先ほど紹介しました施行規則が12学級から18学級というふうにしているという議論をしてきたんですが、それを上回るというのをなぜ目指すのかという議論してきました。お答えがありませんでした。それでお答えがなかったというわけではないんですけど、納得のいく合理的な説明がなかった。先ほど紹介しました作業部会の分科会に対するレポートの中でも施行規則でも書いているように市町村で考える特別な事情というものもあるでしょうと、しかしながら基本的には12から小学校ですよ、12から18というのはおおむね妥当だろうという議論が大勢を占めてると思われまして。わざわざ書いているわけです。こういうようなものを実は教育委員には見てもらいたくないというような思いがあって紹介しないのではないかと疑念を持つわけですよ。なぜかという一番に書いてあって学校再編問題の根本にかかわることだからです。そういった考え方が本当はないのかどうかお尋ねします。

学校教育課長

学校教育法施行規則第41条にも、それから中央教育審議会答申にも12学級以上18学級以下を標準とすると、そしてそれを今後も継続していきたいという旨が述べられておりました。見直しの方向の中では18学級以上としておるので、それに相反しているかのようなそのような答申は目に触れさせたくなかったからではないかという質問ですが全くそのような悪意はございません。

川上委員

それでは積極的に、これ全部私が指示しておるという訳ではないんですけども、こういったところを示してもいいのではないかと。確かに厳密に言うこう書いとるんです。作業部会のレポートはですね。市町村ごとに地域の条件を踏まえて適正配置について検討していくことが適当であるというふうに言ってる。同時にその上の段では学校の標準規模を12から18学級とすることは現在においてもおおむね妥当な標準であると考えられるのではないかと。ここで議論が出ているのはその18以上ではないから困るというのではなくて、12から18で妥当だと、むしろ12以下のところの教育をどうするかがテーマだと言っているわけですよ。

それでもここは、じゃあ合併だと統廃合だというふうには言ってないんですよ。ここはなかなか作業部会の大事なところだろうと思いました。12学級以下は統廃合すれば何とかなるだろうという立場をとってない。だからここは各分野の専門の方がどの子にも基礎学力をつけるだとか、学校が楽しくて全人格的な成長を遂げる場となるような、主権者としてそういう立場で学校を運営する必要があるという人ばかりでない人もおられるかもしれません。でも全体の意見の中には積極的で大事にしなければならぬ意見があると思います。そこでさらにもうひとつ聞きますけども、もう一つこの学校再編問題でポイントになるのは学級数の問題と同時に少人数学級の問題なんですね。それで私はこの間第2プランをつくったらどうかと申し上げたことがあります。学級数について、この粗い素案の中には第2プランがありますでしょうか。

学校教育課長

ご指摘をいただきまして35人以下学級を広げることだとか、30人学級としたときの学級数や必要な財政措置について試算はいたしておりましたが、今回の粗い素案の中にはその想定での案は盛り込んでおりません。

川上委員

断片的に聞きますけれども、そうすると小規模学校については、今回粗い素案の中に統合すると、あるいは小規模校廃止するという案がありますか。

教育部長

現在教育委員会の委員方で協議していただいているものにつきましては、今そのたたき台になるということですから、1つ2つの案を持ってしております。その中につきましては、現在非公開ということで審議をさせていただいておりますので、詳しい中身については答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

川上委員

非公開で、廃止計画のある小規模校があるかないかも、非公開にしなければいけない理由は何ですか。

教育部長

仮に学校名が推測されるという状況になりますので、そういう情報がひとり歩きいたしますので、自由な意見が出しにくいという分もございますので、非公開とさせていただいている状況でございます。

川上委員

その当該学校が推測されるというんだけど、既に推測されるわけです。あなた方の実施計画の中で、だから一人歩きというけれども、推測が一人歩きするわけです。だから具体的に粗い素案の中に、この学校とこの学校については訴状にあげて意見交換始めておるというふうにはっきりした方が、一人歩きじゃなくて、教育委員会のお墨付きになるんじゃないですか。いずれアンケートもとるのであれば、おたくの校区は、こちらの校区は廃止対象なってますというところまで言ってアンケートとるんでしょう、違いますか。

教育部長

アンケートの内容につきましては、どこらへんまで情報を提供した形であるかについても今後検討していきたいと考えておりますので、現時点では決めておりません。

川上委員

誰のための学校再編なのかというのも先ほどから紹介しておる中に書いてるわけですよ、作業部会の中に、経済的なことかその他のことじゃなくて、子どもたちのためにということになっとるわけですね。地域のためにとなっているわけです。それは1つの意見ですから、あなた方が縛られる必要はないのかもしれない。子どもたちのためにということであれば、情報公開して、反対も賛成もあるかもしれない、いろんな意見を出し合って住民と教育委員会というように思っているかもしれないけど、住民の皆さん、保護者の皆さん同士の中でもいろんな意見

は当然ありますから。そのためには、あなた方がいつまで隠し続けるのかと、隠しおおせるわけないでしょう。最後まで隠しましたとかできるわけない性質のものですから。今私が聞いているのは、個別の名前を聞いてないですよ。あなた方の粗い素案の中に廃止をする学校のことがあるのかと、それを聞いてるんですよ。答えられないんですか。

教育部長

現在教育委員会内部で秘密会ということで、いろんな資料を提示してやっておりますので、その点についてはちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

川上委員

あなた方はいろんな資料といわれるんだけど、内部の検討に十分な資料を出すのはあたり前ですよ。しかし、2次実施計画というのは、今月末までに出すというのがあなた方の住民に対する約束だったんですよ。私はそんなに短期間でできるかと、もう少し慎重にやるべきではないかと言いつけたんだけど、しかし住民に対する約束の刻限が来た、でもあなた達には秘密だと、いつの段階で名前が出るんですか。廃止条例が出るとか、ある日突然議運に廃止条例が出た日に、議員も市民も知るといことになるんですか。いつの段階で、小規模校の廃止対象を公表するんですか。

教育部長

現在教育委員会内部で協議している内容をまとめまして、アンケートをした後に集約し、その後ということを考えておりますけど、何年何月ということは現在確認しておりませんので、そこはご容赦ください。

川上委員

そんなこと聞いてないです。何年何月だとか、どういうタイミングで、どういう時期に明らかにするのかと聞いてるんです。アンケートを集約してまとめた後ですか、それとも廃止条例が出た時ですか、そのときは議会に出るんだから明らかになるでしょう。どういったタイミング、いつですか。

教育部長

廃止条例が出たときということは考えてもおりません。少なくともアンケートの後は考えております。

川上委員

そうするとアンケートは、目隠しをしてアンケートに答えなさいってことですね。自分の子どもが行ってる校区が、校区の学校が廃止になるのかどうか分からない状況の中でアンケートの回答を求められるということになるんですね。

教育部長

どの程度の情報を提供して、そしてどういう形のアンケートをするかの内容については先ほど御答弁申し上げたように、まだ決まっておりませんので、その分については、またアンケートの内容が決まりました時点でご報告させていただきたいと思っております。

川上委員

答弁訂正されるんですね。学校名を明らかにするのは、アンケートの後と最初言われたでしょう。今の答弁は、どういうアンケートをするかはまだこれから考えると言われた。そうすると、アンケートの段階で学校名を明らかにすることがあるというふうに聞こえましたけど、そうですか。

教育部長

そのへんを含めて今後検討していきますので、ただアンケートの結果を、住民の方の御意見等をまとめて教育委員会の素案と申しますか、方針と申しますか、そういうのはある時点で公表はいたしますので、それがアンケートの前か後かということはちょっと今後の検討になるということですよ。

川上委員

では、先ほど答弁は訂正されたんですね。アンケートの後というのは訂正する。いつになるか分からんよということなんですね。情報提供と言われました。この情報は、本来あなた方の情報ではないんです。そう思いませんか。私はこの情報は、もともと保護者と住民の情報のはずなんですよ。あなた方は、預かってるだけでしょ。それを、いつ出すとかいつ出さないとか傲慢だと思いますね。それからもう1つ言いますけども、先ほど作業部会のことを言いましたが、今度の学校の再編については、学校選択制の問題、それからそれとの関係もありますけども、交通手段の交通環境上のこともあります。だから、この間穂波を中心に取り組んできておいた学校選択制については、現段階で一定の総括が必要だと私は思うんですけども、あなた方はどう思われますか。

学校教育課長

旧穂波地区で取り組み始め、現在も実施しております学校選択制につきましては、総括が必要であると思っておりますし、確か2年半前になりますが、その総括をしたこともございます。

川上委員

私は、9月初めにあなた方がまとめたという粗い素案の段階で学校選択制の総括があって、その上で粗い素案がつけられたのなら理屈に合うなど、内容は別にしてですよ、思うけれども、2年前に総括して、それがその2年後の実例も踏まえた総括なしに、今度の再編プランが粗いのであろうと、出たのであればおかしいんじゃないかと、例えば高田と棕本ですよとか平恒と楽市ですよと、そんなことがあったとするでしょ、そうすると当然ながら学校選択制の成果と結果について総括しておかないとそんなことをできないでしょう。本当に学校選択制の総括なしに、この粗い素案を出してしまったんですか。

学校教育課長

総括を2年半ほど前にしましたのは、通学区域制度、合併した飯塚市においてどのようにすべきかという協議の中で、通学区域審議会においてそのようなことをいたしました。この学校再編につきましては、学校再編の粗くてもあらかたの素案なりが出来た後に学校選択制にするのか通学区域の弾力的運用で対応するのかを決めるべきであろうというような順序制で考えおる次第です。

川上委員

いろいろお尋ねしてきましたけども、まとめるのはいつになるか分からないと、2次実施計画ですね。これは今の教育部長の答弁だとアンケートの後だということがありますね。違いますか。

教育部長

実施計画については、そのとおりです。

川上委員

現段階では粗い素案という表現だったんだけど、はっきり言って情報公開については、情報公開なんですよ、情報提供じゃないんですよ、もともと住民の情報なんです。だから、情報提供とか言わないでくださいよ。お金じゃないんだから。日本国憲法やから。大日本帝国憲法じゃないんだから。だから、情報提供とは違うんですよ。もともと住民の持っている情報を公開するという時期がもう来てると思います。特にあなた方が、粗い粗いと言うじゃないですか。あなた方は、自分たちが仕事がしやすいようにするために、情報隠すというだけの話で、だれが主人公なのかと、この地域の、教育は誰のためのものか、誰が担い手かを考えください。教育委員会委員についても、私はこういう当委員会の検討対象になっている以上、学校が、教育委員会としても、ぜひ教育委員会議についても非公開止めてもらいたいなというように思いますので、これは、意見を述べるだけにします。

委員長

他に質疑ありませんか。

上野委員

今日配付された資料の中身について何点が確認をさせていただきます。2ページ及び3ページ、移譲と貸与の欄ですが、の一番初めに当初の設置目的に沿った施設サービス括弧書きでソフト事業含むを継続することが原則であり、というふうにうたわれております。当然この移譲、貸与が実現する以前の段階で当初の設置目的に沿ったサービスが提供できないような状態に陥った施設がある場合には、当分もちろん設置目的のサービスができるような状態に復帰をされて貸与または移譲に臨むというようなことで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

行財政改革推進室主幹

今のご質問でございますが、例えば5ページで財政的支援ということしております。この中で、それで全部今の回答になるかどうか分かりませんが、特定の公共的団体と協働のまちづくり事業に積極的に取り組んでいる公共的団体に公共施設を移譲貸与しこれまでと同様な事業を継続する場合において収支バランスがとれないとき等を客観的に認められるときは運営事業経費を補助金として交付すると、その上でございますが施設の老朽化等に伴いこれまでと同様な施設サービスが提供できないと認められる場合、また利用者が安全安心して利用できない場合などは必要最小限の補修等を行い移譲・貸与するというので、どうしても移譲・貸与というのは現行のサービスを継続することが大原則でございますので、それはできない場合はこういうことも支援しながら行ってきたいというふうに思っております。

上野委員

わかりました。しっかりとそこら辺は最低限の補修でももちろん構わないと思いますが、当初の目的を達成できるような形でやっていただきたいというふうに思います。次に5ページですけれども前段4ページの続きなんです、(5)公共施設の余裕スペースについて支所庁舎という欄の5ページの一番頭です。支所庁舎内の余裕スペースについてはということで上から5行目、民間事業者の事務所等として貸付または貸与すると明記されております。括弧書きの中、例えばどのような業種かという弁護士さんを初めさまざまな業種が並んでるわけですが、公の施設、例えば支所の一角を個人の営利目的の方に貸し付けるということについては、そのスペースを抑えるということで売り上げ等に関してはかり知れないアドバンテージを得る方が特定できるということになりますので、確かに市民の利便性向上には繋がるんですが、例えば行政書士とか土地家屋調査士さん、地元の団体があると思いますので他の業種に関してでもですね団体に借り上げていただいてそこに来ていただく先生方は団体の中で順番に回していただくの措置をとっていただかないと非常に不公平なことになりかねないと思いますので、そこらへんもそのように取り計らいを行っていただきますようお願いをしたいのですが、いかがでしょうか

行財政改革推進室主幹

こので書いております支所庁舎内の余裕スペースにつきましては、公共施設ということ念頭に置いた中で県なり国の出先機関また公共的団体等も含めた中で、一番最初に今ご指摘の民間事業者、例えば弁護士とかいうことで書いております。一番下に書いておりますように、これは自治法が改正されて行政財産に余裕部分があれば、行政財産のままに貸し付けることができるということで一部改正されております。こういう中でこのように書いているわけですが、基本的には公共施設ということ念頭に置いた中でそういう出先機関なり公共的団体等に、まず最初は優先して貸すような形になってくるかと思っております。今のご意見等も参考にさせていただきながら、検討していきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

他に質疑がないようですから、お諮りいたします。公共施設等のあり方については継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって公共施設等のあり方については継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。